

## ・企業再生の多様化

Q1:「景気回復」の報道が相次いでいますね。しかし一方、倒産件数は相変わらず高止まりしています。また「企業再生」ということも盛んに目にしますが整理するとどういうことなんでしょうか？

A1:確かに、平成16年3月度の全国企業倒産(負債額1000万円以上)は1,329件、負債総額は1兆94億1,300万円で、倒産件数は前年同月比では14.8%の減少となり、倒産件数としては落ち着いてきています。しかし、3月としては戦後19番目の件数で、負債総額は、戦後8番目にランクインした(東京商工リサーチホームページより)といわれており、まだまだ高水準です。また、景気回復を背景に、金融機関の不良債権処理が進み、本格的に事業再編・M&Aが始まっています。

企業再生実務はここ数年著しく多様化しています。手続き、プレーヤー、手法でも数年前には見られなかったものが多数登場しています。

ここで整理してみましょう。

企業再生とは一言で言えば会社を立て直すことであり、そのための手法は、その会社の経営状況の段階に応じて考える必要があります。

自力再建のためには、なんと言っても収益性・生産性・成長性・資金性・安定性・健全性の改善を行うことが当然の課題です。その上で組織再編が検討されます。組織再編手法は企業組織内の見直し(組織リストラによるキャッシュフローの改善)と、企業組織外も含めたM&Aなどの企業組織再編に分けられます。この手法には、持株会社への移行、合併、会社分割、営業譲渡、自己株式取得などがあります。

自力再建が困難な場合には第三者の支援を受けることによる再建方法(会社の整理)を取ることになります。会社の整理には大きく分けて法的整理と私的整理によるものがあります。

### ? 法的整理

法的整理には、施行後4年間を経過し、すっぴん定着した民事再生法、スピードアップした会社更生法、自治体が出資する公社等が金融機関を相手に申立をする事件が相次いだ特定調停などがあります。

### ? 私的整理

私的整理には、従前からある、債務者主体の「純然たる私的整理」があり、ダイエーなどがこの手法を使っています。それ以外に最近では、紳士協定である「私的整理ガイドライン手続き」、多様な会社が利用し最近ではカネボウ事件で話題になった「産業再生機構による手続き」、そして株整理回収機構が昨今推奨している「RCCアプローチ手続き」、「中小企業再生支援協議会による手続き」などがあります。